

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年九月二十三日奈良県指令建第九八一四三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十七日建第八八八五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十七日建第五三〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町二九八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地の一

株式会社井上地所 代表取締役 井上數世

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石川町二九八番一の一部

下水道 橿原市石川町二九八番一の一部

一 許可番号

平成二十八年十月十二日奈良県指令建第九八一〇一号

平成二十九年二月十五日奈良県指令建第九八一〇一〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十七日建第八八八六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年二月二十七日建第五三〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字谷一六二番八、一六三番一、一六三番四及び一七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地

株式会社ハウストウ 代表取締役 安藤正弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字谷一六二番八、一六三番一、一六三番四及び一七一番一の各一部

下水道 桜井市大字谷一六二番八、一六三番二、一六三番四及び一七一番一の各一部

部